

香川県報



号外

平成 17 年

3月4日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

● 不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（情報政策課、法務文書課、青少年・男女共同参画課、長寿社会対策課、子育て支援課、生活衛生課、産業政策課、農業生産流通課、土木監理課、河川砂防課、建築課、会計課）

● 香川県公有財産規則の一部を改正する規則

● 香川県立文書館規則の一部を改正する規則

● 香川県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

● 香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則

● 香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

● みどり豊かであるおのいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

● 建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

● 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

● 香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

● 香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術

● 香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術

● 香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術

● 香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術

● 香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術

● 香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術

の利用に関する規則の一部を改正する規則

規則

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四号

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（建築士法施行細則等の一部改正）

第一条 次に掲げる規則の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

一 建築士法施行細則（昭和二十五年香川県規則第六十二号）第十八条の二第二項第一号

二 香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和二十七年香川県規則第三十七号）第五条第二項第一号及び第二号並びに第九条第二項第一号及び第二号

三 卸売市場法施行条例施行規則（昭和四十六年香川県規則第五十九号）第三条第一項第二号

四 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和五十九年香川県規則第二号）第三条、第六条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第二項

五 香川県企業誘致条例施行規則（平成十六年香川県規則第四十九号）第五条第二項第八号イ

（クリーニング業法施行細則等の一部改正）

第二条 次に掲げる規則の規定中「クリーニング業法施行細則」を「クリーニング業法施行細則」に改める。

一 クリーニング業法施行細則（昭和二十六年香川県規則第五号）第五号様式備考1及び第五号様式の二備考1

二 食品衛生法施行細則（昭和三十二年香川県規則第四十号）第六号様式注及び第七号様式注

三 理容師法施行細則（昭和三十三年香川県規則第四十八号）第五号様式備考及び第六

号様式備考及び第七号様式備考

七号様式備考

七号様式備考

七号様式備考

香川県規則第五号

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公有財産規則の一部を改正する規則

香川県公有財産規則（昭和三十九年香川県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「行政財産」の下に「（第三十九条に規定する財産を除く。）」を加え同条第六号を次のように改める。

六 行政財産の使用（その許可の権限が出先機関の長に委任されているものを除く。）を許可しようとするとき。

第七条に次の一号を加える。

七 公有財産の貸付け（その承認の権限が出先機関の長に委任されているものを除く。）を承認しようとするとき。

第十条第八号及び第九号を次のように改める。

八 関係図面（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面、同条第一項の建物所在図及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第三号に規定する地積測量図の写し、平面図その他の図面をいう。以下同じ。））、写真等

九 登記事項証明書又は登録原簿の謄本

第二十二條第二項中「登記簿謄本、公図」を「登記事項証明書、関係図面」に改める。

第三十二條の見出しを「（譲渡の手続）」に改め、同条中「の各号」を削り、同条第八号中「減額譲渡する」を「減額譲渡をする」に改め、同条第十号中「公図」を削る。

第三十三條の見出しを「（建物等の取壊し）」に改め、同条中「取りこわそう」を「取り壊そう」に改め、「の各号」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、財産の種類により、その一部を省略することができる。

第三十三條第一号を次のように改める。

一 取り壊す理由

第三十三條第四号、第六号及び第八号中「取りこわし」を「取壊し」に改める。

第三十四條の見出しを「（交換の手続）」に改め、同条中「の各号」を削り、同条第八号中「登記簿又は登録簿」を「登記事項証明書又は登録原簿」に改める。

第三十六條第三項中「関係図面、公図等」を「関係図面等」に改める。
第一号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書又は登録原簿の謄本」に改め、「関係図面」の次に「、写真等」を加える。

第十号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十二号様式中
「香川県知事
（出先機関の長）」
「香川県知事
（香川県教育委員会教育長
出先機関の長）」

第十三号様式中
「なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができません。

「なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができません。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

「香川県知事
（出先機関の長）」
「香川県知事
（香川県教育委員会教育長
出先機関の長）」

第十四号様式中
「香川県知事
（出先機関の長）」
「香川県知事
（香川県教育委員会教育長
出先機関の長）」

第十五号様式中
「なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができません。

「なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができません。

ら起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができず。

また、この処分取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があつたことを知つた日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができず。

「香川県知事
（出先機関の長）」を「香川県知事
（香川県教育委員会教育長）」に改める。
「出先機関の長」を「」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。ただし、第七条、第三十三条、第十二号様式及び第十四号様式の改正規定は公布の日から、第十三号様式及び第十五号様式の改正規定は同年四月一日から施行する。

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則

香川県立文書館規則（平成六年香川県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 副主幹

第四条第三項中「主任主査」を「副主幹、主任主査」に改める。

第五条第一項中「午後七時」を「午後五時」に改め、ただし書を削る。

第十一条第四項中「二十円」を「十円」に改める。

第一号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。

注 ※の欄には、記入しないでください。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七号

香川県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

香川県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年香川県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ハ（ウ）中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十六号」に改め、同号ハ（ケ）中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同条第四号二中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第十八条第九号へ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八号

香川県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

香川県自然環境保全条例施行規則（昭和五十五年香川県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号ハ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条第五号へ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九号

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

香川県立自然公園条例施行規則（平成三年香川県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号イ中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第八条第四項第三号中「又は規約」を「若しくは規約」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表第十二号中「第七十二条第一項」を「第一百十五条第一項」に改め、同表第七十号中「免許」を「許可」に改める。

別表第二十号中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。ただし、第八条第四項第三号の改正規定中「又は規約」を「若しくは規約」に改める部分及び別表第一第七十号の改正規定は公布の日から、別表第一第十二号及び別表第二十号の改正規定は同年四月一日から施行する。

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十号

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成十五年香川県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号ヲ中「同項第十四号」を「同項第十六号」に改める。
第四条第四号及び第五号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。ただし、第三条第三号ヲの改正規定は、同年四月一日から施行する。

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十一号

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部改正）

第一条 建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和四十七年香川県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第十七条」を「不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項」に、「同法第二十四条の三第一項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十八条の表三の項中、「綾南町及び綾歌町」を「及び綾南町」に改める。
（浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年香川県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十一条第五号中「綾歌郡綾歌町及び飯山町並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。ただし、第一条中建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則第十八条の表三の項の改正規定及び第二条中浄化槽保守点検業

者の登録に関する条例施行規則第十一条第五号の改正規定は、同月二十二日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十二号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成七年香川県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第二条中「第十条第二十六項」を「第十条第二十七項」に改める。

第五条中「第十一条の四第一項」を「第十一条の七第一項」に改める。

第六条第一項中「第十一条の四第三項」を「第十一条の七第三項」に改める。

第三十八条を第四十二条とし、第三十五条から第三十七条までを四条ずつ繰り下げる。

第三十四条第六号中「第五十条の三第一項」を「第五十条の四第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十三条を第三十七条とし、第三十二条を第三十六条とする。

第三十一条第一項第四号中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、同条を第三十五条とする。

第三十条を第三十四条とする。

第二十九条第二号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十八条中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十七条を第三十一条とし、第二十六条を第三十条とする。

第二十五条第四号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条を第二十八条とする。

第二十三条第六号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条を第二十六条とし、第二十一条を第二十五条とする。

第二十条中「第五十条の三第五項」を「第五十条の四第五項」に、「第五十条の二第七

項」を「第五十条の二第八項」に改め、同条第四号及び第五号中「第五十条の三第四項」を「第五十条の四第四項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条中「第五十条の二第七項」を「第五十条の二第八項」に、「第五十条の二第四項」を「第五十条の二第六項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条を第二十二号とする。

第十七条中「第十一条の十二」を「第十一条の二十六」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条第四項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条を第十九条とする。

第十四条第一項第十四号中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、同条第二項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条を第十七条とする。

第十二条中「第十一条の十五の三第三項」を「第十一条の三十二第三項」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（共済契約条件の変更の承認の申請）

第十五条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の三十三第三項の規定により共済契約について共済金額の削減その他の契約条項の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする契約条項の新旧対照表

二 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

第十六条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の四十二第一項の規定により契約条件の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 変更の理由書

二 変更しようとする契約条件の新旧対照表

三 契約条件の変更を議決した総会等の議事録の抄本

四 共済事業の継続のために講じた必要な措置を記載した書類

五 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

第十一条中「第十一条の十五の三第一項」を「第十一条の三十二第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十条中「第十一条の十四第三項」を「第十一条の二十九第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第十一条の十四第一項」を「第十一条の二十九第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「第十一条の八第三項」を「第十一条の二十三第三項」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「第十一条の八第一項」を「第十一条の二十三第一項」に改め、同条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（価格変動準備金の積立免除の認可の申請）

第七条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十五第一項に規定する価格変動準備金の全部又は一部の金額について積立てをしないことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

（価格変動準備金の取り崩しの認可の申請）

第八条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十五第二項の規定により価格変動準備金を取り崩すことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二項、第十六条第四項、第二十三条第六号、第二十五条第四号、第二十八条及び第二十九条第二号の改正規定（「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める部分に限る。）は、同年三月七日から施行する。

議会告示

香川県議会告示第一号

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月四日

香川県議会議長 増田 稔

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年香川県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「及びロ」及び「又はロ」を削り、同号ハを同号ロとする。

第三条第五項第一号を削り、同項第二号中「前条第二項第三号ロ」を「前条第二項第二号イ」に、「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前条第二項第三号ハ」を「前条第二項第二号ロ」に、「登記簿の謄本若しくは抄本」を「登記事項証明書」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則

この規程は、平成十七年三月七日から施行する。

教育委員会規則

香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月四日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第二号

香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

(香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第一条 香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十五年香川県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十二条第一項第八号を次のように改める。

八 法人の登記事項証明書

第十三条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第二条 香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年香川県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項第二号中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第三号中「登記簿の謄本若しくは抄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第四号中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。